

Title	法學研究三〇年の回顧
Sub Title	Reminiscences of "Hogaku Kenkyu" at its 30th anniversary
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1952
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.25, No.11/12 (1952. 12) ,p.291- 294
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	三十周年記念特別號
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19521215-0291">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19521215-0291</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 法學研究三〇年の回顧

前原光雄

法學研究が大正十一年に創刊せられてから三〇年になり、ここに三〇周年記念號を發刊するに當り、法學研究の編輯に大正十四年春以來、約二十八年關係をもつ私としては、洵に感慨に堪えない。

大正十年春には、今は法學部法律科の最古參教授である小池隆一博士が助手として殘られ、翌十一年春には、今は亡き峯岸治三博士が助手となられた。この當時日本の大學の法學部で機關誌ともいふべきものを持つていたのは、東大の法學協會雜誌、國家學會雜誌、京大の法學論叢、中大の法學新報、法大の法學志林位のものであつた。わが法學部でも、機關誌を持ちたいとの希望は、當時の若い二助手、即ち小池、峯岸兩氏が最もさかんであつた。この兩氏が先ず西本辰之助先生に相談して同意を得、それから神戸寅次郎先生に話し、それから板倉卓造先生に話した。その時板倉

先生は、雜誌を發行することには賛成であるが、途中で中絶するようなことがあつてはみつともないから、發行に要する經費等につき充分考慮した上で發行するよう注意されたことである。そこでいよいよ雜誌發行のことが正式に教授會に取り上げられ、教授會の同意を得たので、本ぎまりとなつた。發行費については、法學部學生會員の購讀制とし、一人年額三圓を徴收することにした。定價は一圓とした。印刷は當時學校に出入していた赤坂區新町の金子活版所、發行は年四回とした。誌名は「法學研究」とし、この「法學研究」という題字は及川教授が支那の拓本から四字を抜かれて提供された。この文字の風格は、この方面に全く無智な私にも一種の氣品を備えている立派な文字であると今でも感じてゐる。支那でも相當の書家の筆になるものであらう。日本で發行せられてゐる法學雜誌の中で、題字としてはこれに比肩し得るものはあるまい。この點は、われわれ後學一同が及川先生に感謝すべきである。編輯は西本先生が擔當され、小池、峯岸兩氏が補助することになつた。特に何名かの編輯委員が指名せられ、編輯會議を開いて、編輯の方針や執筆者を依頼するということはなかつた。大體一冊分の原稿が集つた時に印刷に廻して發行するという呑氣なものであつた。

創刊號には、當時塾の法學部を代表する俊英、神戸寅次郎、板

倉卓造、田中萃一郎、占部百太郎、西本辰之助、及川恒忠の諸先生が戀を並べて執筆せられ、絢爛たるものであつた。

大正十四年春に助手となつた私は、いつとはなしに雑誌發行のための下働きに使われ、印刷所と連絡したり、原稿を渡したりしていた。その中に、法學研究の振替口座の名義人になれとのことで、名義人となつた。ところが、私の留學に當り、ついうっかりして、この名義を書替えないで外國に行つてしまつた。その當時に振替口座にどれだけ金があつたか知らないが、私の印形無しには、その金は出せないはずである。このことに後で氣がついて、しまつたと思つたが、そのままになつてしまつた。現在まで私はこの名義を書き替えた記憶はない。戦後復刊する前は、雑誌の金は一切會計で取扱い、原稿料も會計から貰つて居つた。この會計は西村富三郎先生が財務理事として主宰して居られたので、名義書替のことも西村先生に手ぬかりのある筈はないので、何とかうまく處置せられたことと想像し、歸朝後もこの點は西村先生に伺わないで現在に至つてゐる。

組み方は教授、助教授は五號四分アキ、助手は五號ベタである。原稿料は組上げ一頁三圓だつたと記憶する。

昭和七年四月に西本先生が法學部長に就任せられたので、雑誌の編輯者を法律科と政治科とそれぞれ一名出すことになり、法律

科では峯岸氏、政治科からは島田久吉氏が指名せられた。しかし、實際の編輯は主として峯岸氏がやつて居られ、私は相變らず下働きであつた。西本先生が大正十一年以來十カ年以上編輯に従事せられた勞を犒う意味で、記念品を贈呈することになり、峯岸教授と私と服部時計店で大理石にはめ込んだ置時計を百幾十圓（百五十圓までしなかつた）かで買つて、西本先生の大崎のお宅に届けた。そのとき、先生のお宅は平家を二階にせられた直後で、二階のお部屋へ通されたことを記憶している。

編輯については、やはり西本先生のときと同一で、別に編輯會議は開かないし、集つた原稿をまとめて雑誌にするに過ぎないのであつたが、その中に支那事變が勃發し、これが永引くにつれて、雑誌の用紙がしだいに窮屈になり、政府はなるべく雑誌を潰す方針で臨んで來た。法學研究は原稿の集りがあまりよい方ではなく、三カ月目に一號つつ發行するはずになつてゐるのが、仲々そう定期的に行かず、時には六カ月も出ないことがあつた。不幸にも昭和十五年に第一號を發行してから、第二號が仲々發行できずに困つてゐると、警視廳から西本先生宛に最近發行した法學研究をもつて出頭せよという通知が來た。この時西本先生は編輯はやつて居られないが、發行人の名義は書替えず、そのままになつてゐたからである。それで、先生は代理として勝本文夫君を警視廳に

行かせ、その時六カ月以上前に発行した法學研究を最近號として持つて行つた。警視廳では、その最近號を見て、何も言わずに一通の書類を手渡した。その書類が発行停止處分にする旨を記したものだつたのである。これには一方ならず驚き、この處分の停止方を運動したが遂に奏功しなかつた。ところが、一方雜誌の方は原稿は既に集り、印刷に廻していたので、今更中止することもできず、とうとう発行停止處分後の法學研究ができてしまつた。これは法學研究第何巻、何號とすることができないので、「法學研究」第一輯として十六年四月に発行した。ところが、法學研究が発行停止になつた以上、「法學研究」第一輯として、「法學研究」という名前を用いたのでは、警視廳の方から文句が來るかも知れないことをおそれ、外部に出すものには、表紙を取つて出した。このような次第で、巻數を追つた法學研究としては、第十九卷（昭和十五年）第一號をもつて一應廢刊になつてしまつた。

約二〇年に互つて刊行を續けた機關誌が無くなつてみれば、一抹の寂しさを感じるると同時に研究發表の機關をもたないことは、實際的にも甚だ不便である。このことは法學部に屬する者全體の共感ではなかつたかと考えられる。そこで雜誌の代りに論文集を出版しようとの計畫が立てられ、法學部所屬の各位の賛同を得たので、原稿の執筆を依頼し、林（毅陸）、西本、小池、潮田、米

山諸教授の原稿を得たので、これを「慶應義塾大學法學論集」という書名で、私が編者となつて、金文堂から出版した。總頁三二〇頁。クロースの製本で定、價三圓五〇錢の堂々たる論文集である。このような論文集を毎年少くとも一冊づつ刊行する予定であつたが、用紙その他戦争の擴大につれて出版事情が次第に困難となつた上に、社會情勢はいよいよ研究困難の度を加えたので、遂に毎年發行の志を挫折せざるを得ない事情になつた。かくて敗戦による大戦の終了、連合國軍の日本全土の占領、衣・食・住の不如意、國土の荒廢、交通の混亂等、敗戦國につきものの社會不安のため、法學研究の復刊などと思ひもよらず、終戦後の二カ年を過してしまつた。

昭和二十二年に入つて、戦争の影響もしいに薄らいで來て、印刷用紙の出廻りもだんだん好調になつて來たので、法學研究復活の聲が高まつた。その結果、復刊に決して六四頁の雜誌を月刊とすることに決した。これが決定せられるには、色々の議論があり、季刊の場合すらも刊行が後れて、そのために廢刊となつたのに、果して毎月發行できるであらうか。この際年六回として、これが順調に行き、なお原稿に餘裕があれば月刊にすべきであるという慎重論も出たのであるが、結局月刊ということに教授會できまり、新たに編集委員が任命せられ、法律科と政治科から教授、

助教授各々二名、計八名に私がその主任とせられるような年齢になつてしまつた。

復刊に當り、題字は法學部の最古參の名譽教授で、われわれの恩師である西本辰之助先生に御願した。印刷所は芝三田鬻岡町の圖書印刷株式會社で、定價十五圓として復刊第一號の五二頁の雑誌がいよいよ發行せられた。時に昭和二十二年十月一日であつた。その後、雑誌の定價は物價の上昇に伴い高くなつてゐる。

ここに一寸附言したいのは、「法學研究」という題字についてであるが、元の「法學研究」という題字を印刷所で寫眞版で複製することができるとのこと、復刊の時は舊卷數を追わず發行せられたが、舊卷數を追つて發行すべきであるとのことに決したので、題字も元に復することにした。わざわざ御執筆をいただいた西本先生には誠に申譯ないことであるが、復刊第二號を第二〇卷、第二號とし、題字も元に復した。この點は、われわれ編輯の任に當るものが西本先生に深くお詫びするしだいである。

爾來今日まで、第二十二卷（昭和二十四年度）の第八號から第十二號に至る已むを得ざる休刊をのぞき一回の缺號もなく定期的に刊行して、復活後も既に七年になんなんとしている。これは法學部の先輩、同僚の努力によることであるが、學生諸君が機關誌の使命を理解して全員購讀してくれている事實に負うところが極

めて多い。今や創刊三〇周年を迎えるに當つて、誌運はいよいよ隆盛に向い、近く増頁が斷行せられようとしている。わが法學部のため洵に慶賀に堪えない。

ここに「法學研究」三〇年の歴史を振り返つてみて、私は人間の記憶が實に不確かなものであることをつくづく感じた。この文を記すに當つては、先輩同僚に對し私の記憶の不確實な部分をただしたのであるが、果して眞相を傳えたか否か、多少疑問のところが無いではない。もし、誤り記した點があるならば、叱正を乞う次第である。（一九五二・一二・一・記す）